

葛飾区居住支援協議会

居 住 支 援

ガイドブック

民間賃貸住宅の

住み替えを

お手伝いします！



令和8年度版（区民向け）

葛飾区



～ 目 次 ～

1. 住み替えを相談する前に・・・

住み替えの必要性を
考えましょう
p.1

緊急連絡先になって
くれる方を探しましょう
p.2

初期費用を
確保しましょう
p.2

2. 入居前の支援

- 🏠 住み替え支援事業（どなたでも）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.5
- 🏠 住居確保給付金【転居費用補助】（低所得者）・・・・・・・・・・・・・・・・ p.7
- 🏠 東京都母子及び父子福祉資金（ひとり親）・・・・・・・・・・・・・・・・ p.7
- 🏠 家賃債務保証制度利用助成（高齢者・障害者・ひとり親）・・・・・・・・ p.8
- 🏠 セーフティネット住宅（低所得者など）・・・・・・・・・・・・・・・・ p.9
- 🏠 母子生活支援施設（ひとり親）・・・・・・・・・・・・・・・・ p.9
- 🏠 都営住宅・区営住宅などの公的住宅（低所得者）・・・・・・・・ p.10

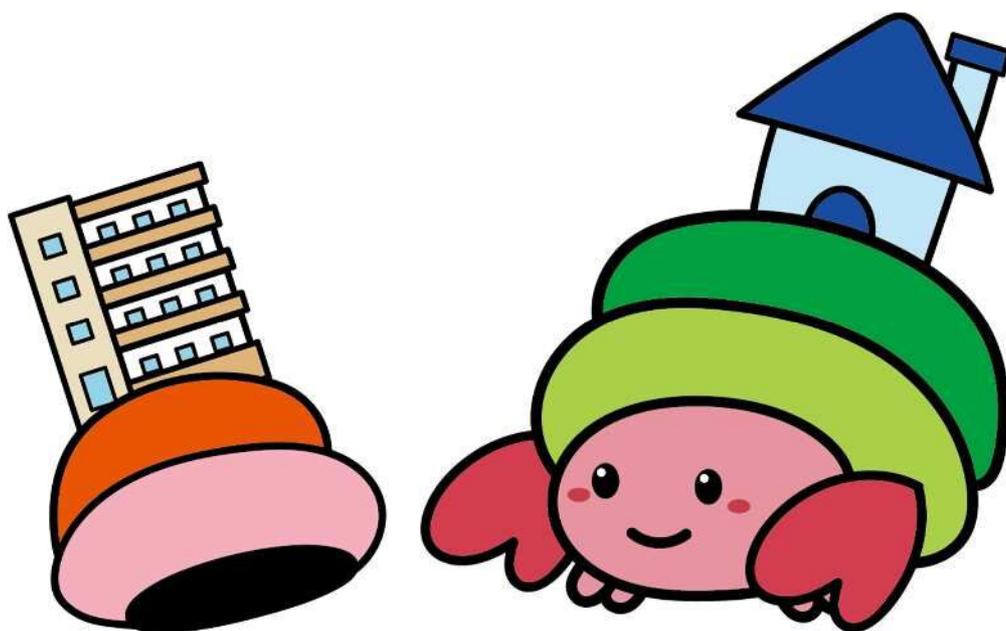
3. 入居中の支援

- ★ 生活相談・自立相談の支援（どなたでも）・・・・・・・・・・・・・・・・ p.11
- ★ 高齢者総合相談センター【地域包括支援センター】（高齢者）・・・・ p.12
- ★ あんしん民間賃貸住宅補償料の助成（高齢者）・・・・・・・・ p.13
- ★ かつしかあんしんネット情報登録（高齢者・障害者）・・・・ p.13
- ★ ひとりぐらし高齢者毎日訪問（高齢者）・・・・・・・・ p.13
- ★ 見守り配食サービス（高齢者・障害者）・・・・ p.13
- ★ 見守り型緊急通報システム（高齢者・障害者）・・・・ p.14
- ★ おでかけあんしん事業（高齢者）・・・・・・・・ p.14

- ★ 生活支援ボランティア（高齢者・障害者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.14
- ★ しあわせサービス（高齢者・障害者・ひとり親）・・・・・・・・・・・・・・・・p.14
- ★ 葛飾区成年後見センター「訪問援助事業」（高齢者・障害者など）・・・・・・・・p.15
- ★ ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業（ひとり親）・・・・・・・・・・・・・・・・p.15
- ★ 母子及び父子福祉応急小口資金（ひとり親）・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.15
- ★ 住居確保給付金【家賃補助】（低所得者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.15

4. 退去への備え

- ★ 終活情報登録（高齢者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.16
- ★ やすらぎ安心サポート（高齢者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.16



1. 住み替えを相談する前に・・・

住み替えの必要性を考えましょう

住み替えには、たくさんの契約手続きや、引っ越し代、敷金礼金などの初期費用が必要です。また、転居後においても生活環境や周辺の人間環境が一変するなど、心理的・経済的なご負担が伴います。

「慌てた判断で住み替えた結果、今よりも住みにくくなってしまった…」

「引っ越しを繰り返してしまい、預金がなくなってしまった…」

このような事態にならないよう、あなたのお住まいに対する不満・問題が何なのか、本当に住み替えをしなければ解決しないのか、必要性について今一度考えてみましょう。

- 今抱えている不満や問題は、住宅そのものを原因とするものですか。
- 現在の住宅を改修するなどで解決できるものではありませんか。
- かかりつけの病院や馴染みのスーパーなど、生活環境を変更することができますか。
- 家賃を下げると、部屋数が減ったり、広さが狭まることがあります。
- お引っ越しが決まると、荷造りや荷物の整理(断捨離)が必要になります。
- 新しい住居で必要となる物品(照明器具やカーテンなど)を購入しなければならない可能性があります。
- 賃貸物件の空き状況は常に変動します。
折り返し連絡を保留にすると、紹介物件はすぐに埋まってしまいます。
- 大家さんは1日でも早い入居を望んでいます。
物件の申し込みは内見後すぐに決断しなければなりません。
- 家族や親しいお友達は、あなたの転居に賛成していますか。
- 転居手続きやその他行政サービスの変更手続きが必要です。
- ライフライン(電気・ガス・水道・Wi-Fiなど)の変更手続きも必要になります。



緊急連絡先になってくれる方を探しましょう

賃貸住宅を契約する際には、所得状況や高齢者、ひとり親などの理由を問わず、緊急時の連絡先になってくれる方や保証人を求められることが一般的です。緊急連絡先のいない方は、入居審査を通過できない、または、住まえる物件にも限りが生じてしまいます。

物件探しの際には、あなたのお引っ越しを理解し、有事の際にご協力いただけるご親族、ご友人をあらかじめ探しておきましょう。

どうしても緊急連絡先が確保できない場合、見守りサービスや原状回復にかかる保険などに加入することで大家さんの安心を得られ、物件が見つかる場合もあります。

緊急連絡先とは…

入居者に伝えたい要件があるが連絡がつかない場合に連絡する相手です。未払い家賃など、金銭を請求することはありません。



保証人（連帯保証人）とは

入居者が家賃を支払えない場合に、肩代わり等の責任を負う相手です。保証人と連帯保証人では責任の大きさに差があります。

初期費用を確保しましょう

住み替えには、敷金や礼金などの契約にかかる費用に加え、引っ越し費用がかかります。また、契約物件によっては数か月分の家賃をあらかじめ前家賃として契約時にお支払いする必要があり、想定以上の経費がかかります。安易に現在の家賃と引っ越し後の家賃を比べ、住み替えを決定することがないよう気をつけましょう。



初期費用の例

◇契約時に必要な費用

敷金・・・家賃債務や部屋の修理費の担保として先に預けておくお金。

・・・家賃の1~2か月分程度が目安

礼金・・・大家さんに対するお礼のお金。家賃の1か月分程度が目安

仲介手数料・・・物件紹介にかかる不動産店への手数料

・・・最大家賃の1か月(+消費税)

前家賃・・・契約時に支払う家賃。

・・・初月の日割り家賃+翌月分の家賃が目安

損害保険料・・・火災や水漏れ等の損害を補償するために加入する保険料

・・・2年契約の場合2万円が目安

家賃債務保証料・・・連帯保証人を立てる代わりに、家賃債務保証会社に

・・・支払う費用。家賃の0.5か月程度が目安

鍵交換費・・・前入居者とのトラブル回避のために要する鍵交換費用。

・・・15,000~35,000円程度が目安

◇その他

引っ越し費用・・・家財運搬のための費用。荷物量や引っ越し時期により

・・・費用が変動する。一人暮らしの場合、3~7万円が目安

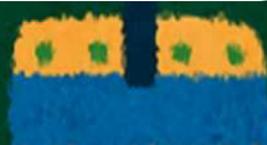


たとえば・・・

家賃が毎月6万円のZDKに単身で引っ越す場合の目安

| | | |
|---------|-----------|--------------|
| 敷金 | 120,000 円 | 家賃の2か月相当 |
| 礼金 | 60,000 円 | 家賃の1か月相当 |
| 仲介手数料 | 66,000 円 | 家賃の1か月相当+消費税 |
| 前家賃 | 100,000 円 | 初月日割り家賃+翌月家賃 |
| 損害保険料 | 20,000 円 | 2年ごと |
| 家賃債務保証料 | 30,000 円 | 家賃の0.5か月相当 |
| 鍵交換費 | 35,000 円 | |
| 引っ越し費用 | 70,000 円 | |
| 計 | 501,000 円 | |

初期費用の他にもカーテンや新しい家電が必要になったり、転居時に不要となった荷物の廃棄・リサイクル料金なども必要になります。



2. 入居前の支援

住み替え支援事業



- 担当課 - 住環境整備課
住宅運営指導係 ☎03-5654-6428

民間賃貸住宅への住み替えを検討している方のご相談をお受けします。

ご相談の内容により、住み替え以外の方法でも住まいの悩みや不安が解消できる場合は、適切な窓口につなぎ支援を継続します。

住み替えの必要性があり、ご自身での物件探しが難しいとされる場合は、協力不動産店（葛飾区と協定を締結している不動産団体の会員）や、居住支援法人へ物件情報の照会をいたします。

🏠相談窓口（予約優先）🏠

相談窓口：住環境整備課住宅運営指導係（区役所3階307番窓口）

受付時間：月・水・金曜日（祝日・年末年始除く）

午前9時から午後5時

連絡先：☎03-5654-6428

※ 事前のご予約をおすすめします。

※ ご親族との関係性や預金などの資産状況をお聞きします。

※ ご紹介できる物件が見つからない場合もございます。

ご自身でも物件探しをお願いいたします。



==== 相談から住み替えまでの流れ ====

1. 予約

- ・ お電話にて相談日をご予約ください。
- ・ ご予約は区役所の開庁時間であればいつでも受付できます。
- ・ 事前に支援内容をご説明します。相談日までに緊急連絡先や初期費用の有無を確認しておく、相談がスムーズにすすみます。

2. 相談

- ・ 窓口またはお電話で相談をお受けします。
- ・ 現在のお住まいの状況などをお伺いし、住み替えの必要性をともに考えます。また、必要に応じて適切な窓口へ相談をつなぎ、支援を継続します。
- ・ 緊急連絡先や初期費用を確認し、お探しの物件の希望条件などを伺います。
- ※ ご予約いただいた日時にご来庁ください。キャンセル・遅刻の場合は、必ずご連絡をお願いします。
- ※ 緊急連絡先や初期費用が見つからないことを理由に相談をお断りすることはありませんのでご安心ください。

3. 紹介

- ・ 区から協力不動産店へ物件情報の照会を行います。
- ・ ご紹介できる物件があれば、あらかじめ教えていただいた相談者様の連絡先に協力不動産店から直接お電話を入れさせていただきます。
- ※ 電話に出ない、折り返さないなど、電話トラブルにご配慮いただきますようお願いいたします。留守番設定をおすすめします。

4. 内見 ・ 審査 ・ 契約

- ・ 以降は、通常の賃貸借契約と同じ流れです。
- ・ ご希望に合う物件があれば、不動産店のご案内に従って内見予約や契約手続きを進めてください。
- ※ 物件の確保や契約保留はできません。できる限り至急の判断をお願いします。
- ※ 契約費用や家賃が安くなるものではありません。
- ※ 契約の際には審査がございます。



住居確保給付金 【転居費用補助】



- 担当課 - 暮らしのまるごと相談課
自立相談支援窓口 ☎03-5654-8625

離職や休業等により、一定の条件を満たす方に転居費用を補助します。

【対象】 次の全てに該当する方

- ① 住居を喪失した方または喪失のおそれのある方
- ② 2年以内に世帯収入額が著しく減少した方
- ③ 家計に関する相談支援において、その家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められた方

※ 収入基準額以内であることなど、その他詳しい条件がございます。

【助成額】 世帯の人数により助成額が変動します。また、転居先の自治体によって金額が異なります。（例）葛飾区内への転居の場合 単身世帯 279,200円（助成限度額）

【対象経費】

家財運搬費用、礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料、鍵交換費用
転居前の住宅の原状回復費用

【対象外経費】

敷金、前家賃、家財及び設備（風呂釜やエアコンなど）の購入費用

【その他】 まずは、担当課までご相談ください。

東京都母子及び父子福祉資金



- 担当課 - 子育て応援課
ひとり親家庭相談係 ☎03-5654-8276

ひとり親世帯の方へ、区内の賃貸住宅へ移転するために必要な資金を貸付します。

【対象】 ひとり親世帯（20歳未満のお子さん等を扶養している母子家庭又は父子家庭）

※貸付にあたり、連帯保証人を立てていただくことなど条件があります。

また、事前相談が必要です。契約をした後に貸付することはできません。

【対象経費】

敷金、礼金、前家賃、仲介手数料、火災保険料金、家財運搬費用

【対象外経費】

照明器具代、家具の保管料、購入した家への転居費用

【その他】 まずは、担当課までご相談ください。



区内の民間賃貸住宅に転居する際に、連帯保証人を立てる代わりに区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、初回の保証料の一部を助成します。

【対象】

区内に1年以上居住し、次のいずれかに該当する世帯

- ・ 高齢者世帯（原則60歳以上）
- ・ 障害者世帯
- ・ ひとり親世帯（条件あり）

※ただし、生活保護や支援給付を受給中の世帯を除きます。

また、年齢要件など、各対象世帯にはそれぞれに詳しい条件がございます。

【助成額】

財団等に支払った初回分の保証料（上限30,000円）

【その他】

財団又は認定事業者から家賃債務保証引受証を受領後30日以内に申請してください。

くわしくは担当課までご相談ください。

家賃債務保証とは・・・

家賃債務保証とは、入居希望者が賃貸住宅の契約を締結する場合に、保証会社が借主の連帯保証人に近い役割を果たす制度です。

借主が賃貸借契約の期間中に家賃などを滞納した場合に、保証会社が一定範囲内で立て替えます。

保証の申し込みには審査が伴います。保証会社や契約形態（プラン）によって、料金や条件が異なりますので、契約予定の不動産店で確認してください。

※ 家賃債務保証を利用する場合にも、緊急連絡先は必要となるのが一般的です。



セーフティネット住宅



高齢等を理由に住宅の確保が困難な方（住宅確保要配慮者）の入居を拒まない住宅です。

セーフティネット住宅には住宅確保要配慮者の入居を拒まない「登録住宅」（住宅確保要配慮者以外の入居も可能）と住宅確保要配慮者のみが入居できる「専用住宅」があります。

区では、セーフティネット住宅のうち「専用住宅」の賃貸人に対して家賃低廉化助成を実施しています。この住宅には、エレベーターの常設や住宅内の段差解消、手すりの設置など、高齢者の生活に配慮した設備が備えられています。

家賃低廉化助成が受けられるセーフティネット専用住宅は、常時募集を実施している民間住宅と、空き室が発生した場合に区が募集する東京都住宅供給公社（JKK 東京）や独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）住宅がございます。

また、セーフティネット登録住宅は、国が運営する「セーフティネット住宅提供システム」で検索が可能です。

【担当課】住環境整備課住宅運営指導係（03-5654-8353）



セーフティネット住宅は、国が運営する「セーフティネット住宅情報提供システム」から検索が可能です。



母子生活支援施設



おおむね2年以内で自立を目指して支援を受けながら、母子で生活できる施設です。入居できるお子さんの年齢や、施設での決まりごとなど、諸条件がございます。

[くわしくは担当課までご相談ください。](#)

【担当課】子育て応援課ひとり親家庭相談係（03-5654-8276）





都営住宅・区営住宅は、住宅に困っている収入の少ない世帯に対して低額な使用料で賃貸することを目的として設置された住宅です。都営住宅は東京都が、区営住宅は葛飾区が管理運営しています。募集の時期は、広報かつしかなどでお知らせします。

- 主な募集時期（定期募集） ※印はポイント方式により決定します。
 - 5月上旬・・・都営住宅（家族向、単身者向）、区営住宅（家族向）
 - 6月上旬・・・区営住宅（シルバーピア）
 - 8月上旬・・・都営住宅（家族向※、単身者向、シルバーピア）
 - 11月上旬・・・都営住宅（家族向、単身者向）、
区営住宅（家族向、シルバーピア）
 - 2月上旬・・・都営住宅（家族向※、単身者向、シルバーピア）

● 主な申し込み資格

【家族向の場合】

- ・年齢要件：成人
- ・居住要件：抽選方式 都内に居住
 - ※区営住宅の場合は区内に継続して1年以上居住
 - ポイント方式の場合は都内に継続して3年以上居住
- ・その他要件：※詳細は申込パンフレットをご確認ください

【単身者向の場合】

- ・年齢要件：60歳以上 ※障害などによる例外規定あり
- ・居住要件：都内に継続して3年以上居住
- ・その他要件：※詳細は申込パンフレットをご確認ください

【シルバーピアの場合】

- ・年齢要件：65歳以上
- ・居住要件：都内に継続して3年以上（区営住宅の場合は区内）
- ・その他要件：※詳細は申込パンフレットをご確認ください

都営住宅は
毎月募集や随時募集も
実施しています。



3. 入居中の支援

生活相談・自立相談の支援



予約不要
相談無料

くらしのまるごと相談窓口

「困っているけれど、どこに相談したらいいのかわからない」など様々なお悩みのご相談を福祉の専門職がお受けします。外出が難しい方には、自宅などへ伺って相談をお受けします。



【相談窓口】 くらしのまるごと相談窓口

(区役所3階312番窓口)

【受付日】 月～金曜日(祝日・年末年始除く)

【受付時間】 午前8時30分～午後5時

【電話】 03-5654-8560

【ファクス】 03-5698-1530



自立相談支援窓口

「経済的に困窮している」「仕事が見つからないため、家賃が支払えない」など、お金に関する困りごとを中心に、専門職が相談をお受けします。

【相談窓口】 自立相談支援窓口

(区役所3階312番窓口)

【受付日】 月～金曜日(祝日・年末年始除く)

【受付時間】 午前8時30分～午後5時

【電話】 03-5654-8625

【ファクス】 03-5698-1530



自立相談支援事業

生活に関する相談に対応し、課題解決に向けた情報提供や関係窓口を紹介します。

住居確保給付金

給付金を支給し再就職や家計改善に向けた支援を行います。

家計改善支援事業

家計収支改善に関する助言・指導を行い、生活の再建を支援します。

就労準備支援事業

早期の就労に不安のある方を支援します。

高齢者総合相談センター (地域包括支援センター)



予約不要
相談無料

高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）は、高齢者のみなさまが住み慣れた地域で安心して暮らすために設置された身近な相談窓口です。

■主な業務内容■

介護保険の案内や介護の問題、ひとり暮らしの不安、高齢者虐待など、高齢者の方やご家族のご相談に応じます。

■相談時間■

月～金：9時から19時まで

土：9時から17時30分まで（日曜祝日・年末年始は休みです。）

■担当地域・相談先■

高齢者総合相談センターは区内に14か所ございます。担当地域をご確認の上、ご相談ください。

| センター名 | 電話 | 住所 |
|-------|--------------|--------------------------------------|
| 水元 | 03-3826-2419 | 水元 1-26-20（特別養護老人ホーム水元ふれあいの家 内） |
| 水元公園 | 03-6231-3567 | 南水元 4-27-13 藤屋ビル1階 |
| 新宿 | 03-3826-8726 | 新宿 2-16-4（介護老人保健施設花の木 内） |
| 金町 | 03-3826-5031 | 東金町 1-36-1-108（UR都市再生機構金町駅前団地1号棟 内） |
| 高砂 | 03-5889-8600 | 高砂 3-27-12 |
| 柴又 | 03-5876-9531 | 柴又 1-47-7-102 |
| 青戸 | 03-5629-5719 | 青戸 3-13-19（グループホーム青戸 併設） |
| 亀有 | 03-6240-7630 | 亀有 4-31-18 ケイハイツI105 |
| 堀切 | 03-3697-7815 | 堀切 2-66-17（介護老人保健施設葛飾ロイヤルケアセンター 内） |
| お花茶屋 | 03-6662-7907 | お花茶屋 2-4-23 センターフィールドビル101 |
| 東四つ木 | 03-5698-2204 | 東四つ木 2-27-1（特別養護老人ホーム東四つ木ほほえみの里 向かい） |
| 立石 | 03-6657-6140 | 立石 6-19-10 S・Kビル1階 |
| 奥戸 | 03-5670-5212 | 奥戸 3-25-1（特別養護老人ホーム奥戸くつろぎの郷 内） |
| 新小岩 | 03-5879-9328 | 新小岩 1-49-10 第5デリカビル1階 |

あんしん民間賃貸住宅補償料の助成



区内の民間賃貸住宅に転居する際に、区と協定を結んだ事業者が実施する、安否確認および死亡時の補償サービスを利用される際の費用を助成します。

※転居の必要性、所得など諸条件がございます。まずは、担当課までご相談ください。

【対象】 区内在住の60歳以上の単身者

【対象サービス】 HNハローライト

【助成額】 初回登録料（16,500円）と月額利用料（3,850円）の全額

【担当課】 住環境整備課 住宅運営指導係

☎03-5654-8353



～ HNハローライトとは～

電球の点灯と消灯による安否確認のチェックを常に自動で行います。

16時間連続で点灯または消灯を確認した場合、異常と判断し利用者及び予め指定された関係者連絡先へ電話連絡、利用者の元へ現地確認を行います。

かつしかあんしんネット情報登録



緊急連絡先などの情報をあらかじめ高齢者支援課または障害福祉課、民生委員、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）でお預かりし、利用者の病気やケガなどの緊急時には消防や警察、医療機関からの依頼に応じて緊急連絡先を提供します。

【対象】 高齢者・障害者

【担当課】 高齢者支援課 相談係 ☎03-5654-8597

障害福祉課 援護係 ☎03-5654-8302



ひとりぐらし高齢者毎日訪問



乳酸菌飲料を配達し一声かける訪問を行うことにより、安否を確認するとともに、孤独感の解消を図ります。**※費用負担がございます。くわしくは担当課までご相談ください。**

【対象】 高齢者（65歳以上のひとり暮らしの方）

【担当課】 葛飾区社会福祉協議会 福祉サービス課 ☎03-5698-3216

見守り配食サービス

①



②



区と契約した事業者が、昼・夕食のお弁当を配達し安否の確認を行います。

※費用負担や諸条件がございます。担当課までご相談ください。

【対象】 ①高齢者（65歳以上のひとり暮らしの方など）

②障害者（65歳未満のひとり暮らしの方など）

【担当課】 ①高齢者支援課 在宅サービス係 ☎03-5654-8299

②障害福祉課 障害事業係 ☎03-5654-8301



見守り型緊急通報システム

①



②



日常生活を営む上で常時注意を必要とする方などに、見守り型緊急通報システムを設置します。**※費用負担や諸条件がございます。まずは、担当課までご相談ください。**

【対象】①高齢者(65歳以上のひとり暮らしの方など)

②障害者(18歳以上65歳未満のひとり暮らしの方など)

【担当課】①高齢者支援課 在宅サービス係 ☎03-5654-8299

②障害福祉課 障害事業係 ☎03-5654-8301



おでかけあんしん事業



対象者の氏名、住所や緊急連絡先を登録するとともに、登録番号とコールセンターの電話番号を記載した「おでかけあんしんシール」を配布します。お出かけの際に身に着ける物にシールを貼り付けることで緊急時に備えるとともに、認知症を原因とした鉄道事故等に際し、ご家族の損害賠償責任を補償する保険への加入を行います。

※くわしくは担当課までご相談ください。

【対象】認知症による徘徊がある方

【担当課】高齢者支援課 相談係 ☎03-5654-8597



生活支援ボランティア



地域のボランティアが、窓ふきや、蛍光灯の交換などの日常生活におけるちょっとした困りごとをお手伝いします。**(1時間程度の軽作業)**

【対象】・一人暮らしの高齢者または高齢者世帯

・障害者

【担当課】ボランティア・地域貢献活動センター ☎03-5698-2511



しあわせサービス



協力会員が、掃除、食事づくり、買い物などの家事援助や簡単な身の回りのお世話を行います。**※費用負担や利用登録の必要がございます。**

【対象】高齢者(おおむね65歳以上)・障害者・ひとり親家庭

【担当課】葛飾区社会福祉協議会 福祉サービス課 ☎03-5698-3216



葛飾区成年後見センター「訪問援助事業」



郵便物の確認や、金融機関からの生活費の引き出しなどのお手伝い、また、預金通帳や印鑑などのお預かりを行います。**※事前契約や費用負担がございます。**

【対象】高齢者(おおむね65歳以上)・障害者など

【担当課】葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター ☎03-5672-2833

ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業



ひとり親家庭の方が日常生活に支障が生じている家事や育児について、一定期間ホームヘルパーを派遣します。**※上限や費用負担がございます。**

【対象】小学校3年生までの児童を扶養しているひとり親家庭等

【担当課】葛飾区社会福祉協議会 福祉サービス課 ☎03-5698-3216



母子及び父子福祉応急小口資金



緊急的、一時的に生計の維持が困難になったひとり親世帯で、資金の償還が確実な方に緊急的な生活資金を貸付します。(貸付限度額 120,000円)

※まずは、担当課までご相談ください。

【対象】ひとり親家庭(20歳未満のお子さん等を扶養している母子家庭又は父子家庭)

貸付日の3ヶ月前から区内に住所を有している方

【担当課】子育て応援課 ひとり親家庭相談係 ☎03-5654-8276

住居確保給付金【家賃補助】



離職や休業等により、一定の条件を満たす方に家賃額を補助します。

【対象】次の全てに該当する方

- ① 住居を喪失した方または喪失のおそれのある方
- ② 2年以内に世帯収入額が著しく減少した方
- ③ ハローワークに申し込むなど再就職に向けた活動を行う方

※ 収入基準額以内であることなど、その他詳しい条件がございます。

【支給期間】 原則3か月

【その他】支給額は、家賃額や世帯の人数により上限額があります。

まずは、担当課までご相談ください。

【担当課】くらしのまるごと相談課 自立相談支援窓口 ☎03-5654-8625



4. 退去への備え

終活情報登録



高齢者の方などが「もしもの時」に必要な情報をご家族や大切な方に伝えられるようにするため、緊急連絡先や医療など終活に関する情報をお預かりします。

【対象】 区内に住所を有している 65 歳以上の単身者

疾病、障害等により明確に意思表示をすることが困難な状態の家族と同居し、一人暮らしと同様の状況にある区内に住所を有している 65 歳以上の方

【登録方法】 登録申請書に必要事項を記入し提出

※くわしくは、担当課までご相談ください。

【登録費用】 無料

【担当課】 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター ☎03-5672-2833

やすらぎ安心サポート



葛飾区社協と契約を結び、預託金をお預かりすることで、見守りを行いながら入院・入所の際の支援や葬儀・埋葬・家財処分などの死後事務を行います。

※まずは、ご相談ください。

【対象】

- ① 葛飾区に住所を有し、かつ在住する方
- ② 身近に頼れる親族がない単身世帯の方、おおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯の方、またはおおむね 65 歳以上の高齢者と障害者のみの世帯の方
- ③ 契約内容に関する判断能力を有する方
- ④ 生活保護を受けていない方

※ 所得基準など、その他詳しい条件がございます。

【預託金や費用】 サービス内容により異なります。

【担当課】 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター ☎03-5672-2833

ほかにも福祉サービスは
ございますのでご相談くだ
さい！



葛飾区居住支援協議会とは

葛飾区居住支援協議会は、住宅セーフティネット法にもとづく、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、その他、住宅の確保に特に配慮を要する方に、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進その他必要な事項について協議することで、福祉の向上と、豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的に、令和元年6月に設立されました。住み替え相談など、区内の居住支援策を検討・実施しています。

●事務局

都市整備部住環境整備課

●会員

不動産団体、居住支援法人、社会福祉協議会、くらしのまるごと相談課などの区内福祉部局など



発行元

葛飾区居住支援協議会（事務局：葛飾区都市整備部住環境整備課）

住所：〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

葛飾区役所3階307番窓口